平成２４年（フ）第１１７１号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目10番23号　グレース塔原Ｃ101号
債務者　川添　幸一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　龍彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４９号
福岡県宗像市田熊２丁目４番63―403号
債務者　尾園　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃原　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５８号
福岡市早良区原８丁目16番17号
債務者　井上　好則
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　祐誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３７３号
大阪市住吉区千躰２丁目４番17号
債務者　中川　常夫
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０５号
大阪市淀川区塚本２丁目28番21号
債務者　塚田　洋美（旧姓樽井）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１４号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目20番13号
債務者　Ｈｉｓこと　大山　仁志
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増本　充香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５０号
秋田県湯沢市裏門２丁目６番15号
債務者　柴田　清美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１２７号
山形県天童市乱川１丁目２番27号　ラベンダーハイツ203号、前住所山形県東根市神町西２丁目７番30号
債務者　大場　礼二
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２９号
山形市沼の辺町10番28号、前住所山形市大字船町914番地13
債務者　中原　章貴
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３号
山形市五日町10番16号　ラポールイズミ206号
債務者　石沢　克彦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
山形県米沢市大町１丁目１番８号
債務者　大竹　京子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３４８号
愛知県安城市古井町堂前田42番地１　サニーハイツ202
債務者　栗原　広行
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
函館市人見町９番79―111号
債務者　徳田　郁子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５７号
新潟市東区南紫竹２丁目１番14号　ユートピアレジデンス南紫竹Ａ―506
債務者　金丸　善貴
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
和歌山県西牟婁郡白浜町1534番地の70
債務者　小嶋　亜紀
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５４号
和歌山県田辺市神子浜１丁目16番31号　浜田マンション207号
債務者　新井由美子（旧姓輪玉）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１０７６号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地18―102、旧住所さいたま市桜区栄和３丁目17番１号705
債務者　細谷　岩松
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係